

会費規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本体育学会（以下「本学会」という）定款第7条の規定に基づき、入会金及び会費の納入に関し必要な事項を定める。

(会費)

第2条 本学会の入会金は、次の通りとする。

(1) 正会員 1,000円

2 本学会の会費は、次の通りとする。

(1) 正会員 年額 10,000円

(2) 賛助会員 年額 1口以上 (1口20,000円)

3 入会金は入会時に、会費は前年度末までにそれぞれ納入しなければならない。

(改廃)

第3条 この規程は、社員総会の決議により改正することができる。

附則

1 この規程は、一般社団法人の設立登記の日より施行する。

2 この規程は、2017年6月10日から改正施行する。